

# 【知財探偵の事件簿 [ファイル2] 大阪地裁令和5年5月11日判決：アマゾン著作権侵害虚偽申告事件】



知財探偵の深知識だ。今回はECサイト上の商品画像や商品名をめぐる知的財産の事件を紹介しよう。さて、今日の事件の鍵は何か？ 発 太君。

「商品画像や商品名は著作物に当たるか？」「著作権の侵害ではないのに侵害であると告知することは信用棄損行為に当たるか？」の2つが鍵ですね。



中川特許事務所・弁理士  
中川淨宗

## 1. 事件のあらすじ

原告Xは、訴外Aが運営するインターネットショッピングサイト（Aサイト）上に開設した仮想店舗（Xサイト）において当該商品に係る画像（X各画像）を付けて韓国の芸能人に関する写真集・韓国語の単語帳・卓上カレンダー（本件各商品）を販売していました。被告Yも、Aサイト上に開設した仮想店舗（Yサイト）において本件各商品を販売しており、X画像とほぼ同じ本件各商品に係る画像（Y各画像）をYサイトに掲載していました。

Yは、Xサイト上のX各画像および商品名がYサイト上のY各画像および商品名を盗用したものであって、Xによる当該行為は著作権侵害に該当するとして、Aサイトのオンラインフォームから10回にわたりAに対して権利侵害の申告（Y申告）を行いました。

そのため、Xが取り扱う本件各商品は、XがAに再開の申立てなどを行って出品が再開されるまで数日から数十日にわたりAサイト上の出品が停止されました。そこで、Xが、Y申告は不正競争防止法2条1項21号の信用棄損行為などに該当するとして、損害賠償の支払いを求めて提訴したのが本件です。

## 2. 裁判所の判断

裁判所は以下のように述べて、YがXに5万円強の損害賠償を支払うよう命じました。

### ■事件の鍵1について

「Y各画像のうち、写真集又は卓上カレンダーに係る画像であるY画像1、2及び4ないし10は、販売する商品がどのようなものかを紹介するために、平面的な商品を、できるだけ忠実に再現することを目的として正面から撮影された商品全体の画像である。Yは、商品の状態が視覚的に伝わるようほぼ真上から撮影し、商品の状態を的確に伝え、需要者の購買意欲を促進するという観点からYが独自に工夫を凝らしているなどと主張するが、具体的なその工夫の痕跡は看取できない上、撮影の結果として当該各画像に表現されているものは、写真集等という本件各商品の性質や、正確に商品の状態を購入希望者に伝達するという役割に照らして、商品の写真自体（ないしそれ自体は別途著作物である写真集のコンテンツとしての写真）をより忠実に反映・再現したものにすぎない。

単語帳に係る画像であるY画像3は、前記同様に商品をできるだけ忠実に再現することを目的として正面から撮影された商品全体を撮影した平面的な画像2点と、扇型に広げた商品の画像1点を配置したものであり、当該配置・構図・カメラアングル等は同種の商品を紹介する画像としてありふれたものであるといえ、Y独自のものとはいえない。

「また、商品名については、……いずれも商品自体に付された商品名をそのまま使用するか、欧文字をカタカナ表記に変更したり、大文字表記を小文字表記にしたり、単に商品の内容を一般的に説明したにとどまるありふれたものであって、著作物とは認められない」

### ■事件の鍵2について

「Y申告は、X各画像がY各画像等を無断で使用していることを理由とするXによる著作権侵害をAに伝える趣旨の権利侵害の申告である一方、Y各画像についてYが著作権を有さず、またXがY各画像を無断で使用したとも言えないことから、その内容は、いずれも、Yと競争関係にあるXの営業上の信用を害する虚偽の事実を申告する行為であり、不競法2条1項21号の不正競争行為に該当するといえる」

## 3. 解決編

### ■事件の鍵1について

著作権法で保護される「著作物」に該当するためには創作的に表現したものでなければなりません（著2条1項1号）。この要件は作者の個性が表れていれば足りるとされ、創作性が否定されるものとしては模倣やありふれた表現が挙げられます。

本件でいうと、まず、写真集や卓上カレンダーに関する画像は、芸能人を写したものですから、どのような写真集などであるかが購入希望者にきちんと伝わる画像でなければなりません。そうすると、このような写真集などをできるだけ忠実に再現すべく、当該写真集などの全体を正面から撮影した画像は、当該写真集などの単なる複製つまり模倣にすぎません。このような画像にはこれを撮影した人の個性が入り込む余地はないのです。

次に、単語帳に関する画像には、特にこれを扇型に広げた状態を撮影したものが含まれています。Aサイトでリング式単語帳を検索すると、これを扇形に広げた状態を撮影した商品画像がたくさん見つかります。そうすると、このような画像はリング式単語帳を紹介する画像としてありふれており、それを撮影した人の個性を感じることはないでしょう。

商品名についても、Yサイトで「パク・ソジュン PARK SOJUN グッズ【写真集 Premium Photo Book 大型写真集】」と表記されている写真集で言うと、パク・ソジュンさんの大型写真集であれば、通常このように表記される範ちゅうですから、そのような商品名を付けた人の個性を感じることはないでしょう。また、このような商品名が著作権で独占されると、ほかの人が同じ商品を販売する際にその広告宣伝ができなくなるおそれがあります。

### ■事件の鍵2について

それでは、Y申告を行ったことが「信用棄損行為」に該当するか否かについて、不2条1項21号が規定する各要件に当てはめて検討してみましょう。

まず、XとYはともに韓国の芸能人に関する本件各商品の販売を行っており、需要者が共通する営業を営んでいますから、Yから見てXは競争関係にある他人に当たります。

次に、営業上の信用とは営業活動により得られた経済的な評価のことであり、虚偽の事実とは客観的な事実と反することです。Y各画像および商品名が著作物に該当しない以上、Yがそれらについて著作権を保有しているはずはなく、XがこれらをXサイトに掲載しても著作権の侵害には当たりません。そうすると、Xが著作権侵害をしたということは客観的な事実ではなく、Xの経済的な評価も貶（おとし）めることとなります。

そして、告知とは自分が知っている事実を特定の人に個別に伝えることから、YがAにXが著作権侵害を行っている旨の申告をすることはまさに告知に該当します。



ECサイトで侵害物品を発見した場合、オンライン窓口から簡単に申告できて便利なのですが、これを濫用するのはいけませんね。

うむ。侵害物品を発見したと思っても、それが本当に侵害物品かどうか落ちて着いて検討してみることが大切だな。それでは皆さん、1月号で会おう！

